

会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、一部事務組合議会議員による組合議会の報告を行います。

最初に、十和田地域広域事務組合議会、11番、山本実君。

11 番（山本 実君）

おはようございます。

十和田地域広域事務組合の報告をいたします。

去る令和4年11月29日、14時30分より、十和田市消防庁舎3階講堂におきまして、令和4年第2回定例会が開催されました。

議案に審議に先立ち、十和田市議会選出議員の山田洋子議員より、職員の勤務状況とドローンについて一般質問がなされております。

一般質問終了後、議案審議に入りました。

提案された案件は、認定第1号の令和3年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの認定8件、報告2件、議案10件、同意1件を原案どおり認定並びに可決、同

意と承認をして閉会をいたしました。

なお、関係書類につきましては事務局に届けておきましたので、閲覧される方は、事務局にて閲覧をしていただきますようお願いを申し上げます。

議長（川村重光君）

次に、上北地方教育・福祉事務組合議会、2番、松橋一男君。

2番（松橋一男君）

おはようございます。

それでは、報告いたします。

去る11月8日、令和4年第2回上北地方教育・福祉事務組合議会定例会が開催されました。

付議された議案は、議案第4号から第8号までの5件で、議案第4号は上北地方教育・福祉事務組合教育委員会委員の任命につき同意を求めるもの、議案第5号は上北地方教育・福祉事務組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号は令和3年度上北地方教育・福祉事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第7号は令和4年度上北地方教育・福祉事務組合一般会計補正予算（第1号）、議案第8号は財産の無償譲渡について。議案第4号は同意、第5号、第7号、第8号は可決、第6号は認定されたことを報告いたします。

なお、事務局に資料を提出しておりますので、詳細を知りたい方はそちらへ問合せください。

以上でございます。

議長（川村重光君）

以上で、一部事務組合議会議員による組合議会の報告を終わります。

次に、日程第2 承認第15号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書1ページからになります。

承認第15号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度六戸町一般会計補正予算（第4号）を令和4年9月28日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

3ページをご覧ください。

令和4年度六戸町一般会計補正予算（第4号）について、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,194万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億1,207万8,000円としたものであります。

それでは、補正の内容について、別冊の令和4年度補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

表紙に令和4年9月28日と記載されている薄い冊子になります。ご準備願います。

最初に歳入についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

11款地方交付税、1項地方交付税は、1目地方交付税の普通交付税分を5,958万6,000円増額補正、中段の15款国庫支出金、1項国庫負担金は、2目衛生費国庫負担金、2節予防接種費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費補助金を1,683万2,000円増額補正、下段の2項国庫補助金は、4目衛生費国庫補助金、2節予防接種費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を1,552万4,000円増額補正いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの追加接種などに係る経費で、10節需用費と11節役務費には接種券の発送等に係る経費を、12節委託料には予約センターやインターネット予約業務等の委託経費を計上し、項の計では3,235万6,000円の増額補正となります。

6ページになります。

11款災害復旧費、1項農林災害施設災害復旧費は、1目農地農業用施設災害復旧費の12節委託料に、8月の大雨により被災した農地農業用施設の農林災害復旧設計業務や査定実施設計書積算業務など合わせて2,638万1,000円を追加計上、14節工事請負費には緊急対応工事分や農業用道路の復旧工事分など、合わせて1,538万7,000円を追加計上し、項の計では4,176万8,000円の増額補正となります。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費は、12節委託料に被災した町道に係る土木災害復旧設計業務117万9,000円を追加計上、14節工事請負費には町道に係る土木災害復旧工事1,613万9,000円を追加計上し、項の計では1,731万8,000円の増額補正となります。

以上で承認第15号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第15号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認すること

に決定いたしました。

次に、日程第3 議案第36号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書5ページからになります。

議案第36号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてご説明申し上げます。

併せて、補足資料1ページの新旧対照表も参考にご覧ください。

本案件は、十和田市及び三沢市との間において定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、地方自治法第96条第2項の規定による六戸町議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

7ページをご覧ください。

上十三・十和田湖広域定住自立圏は、10市町村で構成され、平成24年度に定住自立圏形成協定を締結し、現在、34の事業を連携・実施しております。

協定書は、中心市であります十和田、三沢の2市と六戸町が定住自立圏の形成に関し連携して取り組むべき政策や事業について、その取組内容ごとにそれぞれの役割を別表として整理しております。

今回の変更内容は、新たに2つの事業を追加するものであります。

まず、別表第2、結びつきやネットワークの強化に関する政策分野に、男女共同参画社会の普及啓発など、男女共同参画推進事業に関する取組を連携・実施するため、（5）男女共同参画に関する取組を追加いたします。

2つ目は、別表第3、圏域マネジメント能力の強化に関する政策分野に、デジタル化推進体制の充実事業に関する取組を連携・実施するため、（2）デジタル化に関する取組を追加いたします。

なお、各市町村における議会の議決が得られれば、定住自立圏市町村長会議において、第3次共生ビジョンを決定し連携事業を進めていくこととなります。

以上で議案第36号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 議案第37号 六戸町認可地縁団体印鑑登録証明条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

議案第37号 六戸町認可地縁団体印鑑登録証明条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書8ページからになります。併せて、別冊の説明補足資料2ページの新旧対照表もご参照ください。

本条例案は、民法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

9ページをご覧ください。

今回の改正内容は、六戸町認可地縁団体印鑑登録証明条例における法律の引用条項が民法の一部改正により削除されたことに伴い、引用する法律を地方自治法に規定されている条項などへ変更するため、所要の改正をするものであります。

附則は、施行の期日を定めるものであります。

以上で議案第37号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 六戸町認可地縁団体印鑑登録証明条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第38号 六戸町議会議員及び六戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(舘 泰之君)

議案第38号 六戸町議会議員及び六戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案についてご説明いたします。

議案書は10ページからとなります。

本案は、公職選挙法の一部を改正する法律の公布に伴い、六戸町議会議員選挙及び六戸町長選挙における選挙公営を拡大するため制定するものであります。

内容につきましてご説明いたします。

11ページの第1条は本条例の趣旨を定めるもので、公職選挙法の各規定に基づき、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条から第5条までは、選挙運動用自動車の使用に関する規定となります。第2条は、供託物が没収されない候補者に限り、5万1,500円に立候補届出日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができる旨を規定しております。

12ページの第3条は、公費負担により選挙運動用自動車を借用する場合には、有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならない旨を規定しております。

第4条は、公費負担により選挙運動用自動車を使用する場合、形態ごとの限度額を第1号一般運送契約では1日当たり5万1,500円、第2号ア、自動車借入契約では1日当たり1万3,390円、同号イ、燃料供給の契約では1日当たり7,210円、同号ウ、運転手雇用契約では1日当たり1万円とそれぞれ規定しております。

14ページの第5条は、同一日において一般運送契約とその他の契約のいずれもが締結されているときは、候補者が指定するいずれか1つの契約のみが公費負担の対象となる旨を規定しております。

続いて、第6条から第8条までは、選挙運動用ビラの作成に関する規定になります。

第6条は、供託物が没収されない候補者に限り選挙運動用ビラの作成を公費負担で行うことができる旨を規定しております。

15ページの第7条は、有償契約を締結し選挙管理委員会に届け出なければならない旨を規定しております。

第8条は、公費負担により選挙運動用ビラを作成する場合、選挙運動用ビラ1枚当たり7円51銭に町議会議員選挙にあつては1,600枚を、町長選挙にあつては5,000枚を乗じて得た額を限度額とする旨を規定しております。

第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターの作成に関する規定になります。

第9条及び16ページの第10条は、選挙運動用ビラの作成に関する第6条、第7条と同種の規定でありまして、第11条は、公費負担により選挙運動用ポスターを作成する場合、347円16銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に13万3,900円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額を限度額とする旨を規定しております。

17ページの12条は、この条例の施行に関する細則を選挙管理委員会が定める旨の委任規定になります。

附則は、施行日及び適用区分を定めるものでございます。

以上で議案第38号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 六戸町議会議員及び六戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第39号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（舘 泰之君）

議案第39号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案についてご説明いたします。

議案書は18ページからとなります。補足資料は3ページからとなります。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和5年4月1日より職員の

定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間制などを設けることとし、関係する条例について所要の改正、その他関係法令の改正等に伴う規定の整備を行うものであります。

内容についてご説明いたします。

19ページの第1条は、六戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であり、引用する規定の条項を改めるものでございます。

第2条は職員の分限に関する条例の一部改正であり、定年引上げに伴う給与の減額など降給について定めるものでございます。

20ページの第3条は、職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正であり、減給の場合の取扱いについて定めるものでございます。

21ページの第4条は、六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であり、引用する規定の条項番号等を改めるとともに、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

第5条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正であり、育児休業をすることができない職員に役職定年の適用を延期された管理職を加えるものでございます。

22ページの第6条は、六戸町職員の給与に関する条例の一部改正であり、引用する規定の条項番号等を改め、定年前再任用短時間勤務職員の給与について定めるとともに、61歳となる年度以降の職員の給与水準を60歳到達時の給与月額額の7割水準とするものになります。

ちょっと飛びまして、29ページにいきまして第7条になります。

六戸町職員の再任用に関する条例の廃止になります。

附則については、施行日適用区分及び各一部改正に伴う経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第39号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第40号 六戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（舘 泰之君）

議案第40号 六戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書は33ページからとなります。補足資料は18ページからとなります。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年年齢、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制及び翌年度に60歳となる職員への情報提供、意思確認について定める

ものでございます。

内容についてご説明いたします。

34ページになります。

まず、目次及び章名を追加しております。

第1章総則についてになります。引用する規定の条項番号などを改めるものでございます。

35ページの第2章定年制度については、職員の定年年齢60歳を65歳、医師の定年年齢65歳を70歳とし、引用する規定の条項番号を改めるものでございます。

36ページにまいりまして、第3章管理監督職勤務上限年齢制については、管理または監督の地位にある職員が管理監督職として勤務できる上限の年齢を原則60歳、医師については70歳とし、管理監督職以外の職に降任となる基準を定めるものでございます。

また、管理監督職の職員が降任となる場合に、欠員が容易に補充できず業務遂行に著しい支障が生ずる場合は、引き続き管理監督職のまま勤務させることができる特例を定めるものでございます。

ちょっと飛びまして、42ページお願いいたします。

第4章定年前再任用短時間勤務制については、60歳に達した日以後の最初の4月1日から、定年退職日に当たる日までの間に退職した場合、本人の意向を踏まえて定年前再任用短時間勤務職員として任用することができる旨を定めるものでございます。

43ページの第5章雑則については、規則への委任を定めるものです。また、条例附則に、定年に関する経過措置として、職員の定年年齢は令和5年度から61歳に引き上げ、その後、2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳となります。

また、対象者への情報提供及び勤務の意思の確認として、任命権者は当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に60歳以後の任用、給与、その他の情報提供を行った上で、60歳以後の勤務の意思を確認することを規定するものでございます。

附則は、施行日及び経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第40号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 六戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第41号 職員の高齢者部分休業に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (館 泰之君)

議案第41号 職員の高齢者部分休業に関する条例案についてご説明いたします。

議案書は57ページからとなります。

内容につきましてご説明いたします。

58ページの第1条は、本条例の趣旨を定めるもので、地方公務員法の規定に基づき、職員

の高齢者部分休業に関し必要な事項を定める旨を定めております。

第2条は、高齢者部分休業の承認を、職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で行うこととし、高齢者部分休業を取得できる職員の年齢を60歳とするものです。

第3条は、高齢者部分休業取得中の給与の減額について定めるものです。

59ページの第4条は、高齢者部分休業取得中の職員の業務を処理することが著しく困難となった場合、当該職員の同意を得た上で、承認の取消し、または休業時間の短縮をすることができる旨を定めるものです。

第5条は、高齢者部分休業取得中の職員から休業時間の延長の申出があった場合の承認について定めるものです。

附則は、施行日を定めるものでございます。

以上で議案第41号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 職員の高齢者部分休業に関する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第42号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(舘 泰之君)

議案第42号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書は60ページからとなります。補足資料は32ページからとなります。

改正内容につきましてご説明いたします。

61ページの第1条の改正は、令和4年12月支給の期末手当の支給割合を100分の10引き上げ、100分の167.5とするものであります。

第2条の改正は、令和5年度の6月と12月の支給割合をそれぞれ100分の162.5とするものであります。

附則は、施行日及び適用日等を定めたものでございます。

以上で議案第42号の説明といたします。

議長 長(川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第43号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（館 泰之君）

議案第43号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書62ページからになります。補足資料は33ページとなります。

改正内容につきましてご説明いたします。

63ページの第1条の改正は、令和4年12月の支給の期末手当の支給割合を100分の10引き上げ、100分の167.5とするものであります。

第2条の改正は、令和5年度の6月と12月の支給割合をそれぞれ100分の162.5とするものでございます。

附則は、施行日、適用日等を定めるものでございます。

以上で議案第43号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第44号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（舘 泰之君）

議案第44号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書64ページから、補足資料は34ページからとなります。

改正内容につきましてご説明いたします。

65ページの第1条の改正は、職員の勤勉手当について、令和4年12月の支給割合を一般職については100分の10引き上げ100分の100に、再任用職員については100分の5引き上げ100分の47.5とするものであり、66ページから80ページの別表第1から別表第3までは、初任給と若年世代の給与月額を200円から4,600円程度引き上げるものになっております。

こちらは、令和4年4月1日から適用するものでございます。

ちょっと飛びまして、81ページにまいります。

こちら、第2条の改正は、職員の勤勉手当について、令和5年度の6月と12月の支給割合を一般職についてはそれぞれ100分の95に、再任用職員についてはそれぞれ100分の45とするものであります。

附則は、施行期日、適用日等を定めるものであります。

以上で議案第44号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第45号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

議案第45号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書82ページから84ページでございます。説明補足資料は55ページから57ページも併せてご覧ください。

このたびの改正は、青森県の重度心身障害者医療費助成制度の見直しに伴い、青森県の取

扱いに準じて、医療費助成の対象に住所地特例の適用を受けたものを新たに追加するほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容についてご説明いたします。

第2条の改正につきましては、文言の整理と条例構成の整理のため、対象要件の一部を第3条第1項に、第5号、第6号として移動したものでございます。第2条に第2項を加える改正につきましては、本町に住所を有することを条件とする第2条の規定に加え、国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、施設等に入所により他の市町村に住所を有する場合でも、引き続き旧住所地の市町村の被保険者とする住所地特例について新たに追加するもので、住所地特例の適用を受けて本町の区域外に住所を有した場合でも、本町に住所を有するものとみなし対象とするものでございます。

第3条から第10条の改正につきましては、文言の整理でございます。

附則は、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第45号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第46号 令和4年度六戸町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(小林 章君)

議案書85ページからになります。

議案第46号 令和4年度六戸町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,912万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億9,120万4,000円とするものであります。

第2条の地方債の補正については、89ページの第2表のとおりであります。

それでは、補正の内容について、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

表紙には、令和4年12月と記載されている厚めの説明書になります。ご準備願います。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

まず、11款地方交付税、1項地方交付税は、普通交付税分を976万9,000円増額補正、2段目の13款分担金及び負担金は、2項分担金に農林水産業施設災害復旧事業賦課金274万2,000円を追加計上いたしました。

3段目の15款国庫支出金は、1項国庫負担金に公共土木災害復旧費負担金994万円を追加計上、下段の2項国庫補助金は、歳出における各種事業との関連において、それぞれ所要額を補正計上するとともに、次の4ページ上段、8節子育て世帯等臨時特別支援事業補助金に

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金補助金6,566万円を新たに計上いたしました。

16款県支出金、2項県補助金も歳出における各種事業との関連において、それぞれ所要額を補正計上するとともに、7目災害復旧費県補助金に農林水産施設災害復旧費補助金3,725万3,000円を新たに計上いたしました。

5ページになります。

2段目の17款財産収入、1項財産運用収入は、2目利子及び配当金に上十三地区森林組合出資配当金22万8,000円を追加計上、3段目の2項財産売払収入は、1目不動産売払収入に公売による普通財産土地売払収入113万5,000円を追加計上、下段の18款寄附金、1項寄附金は、1目一般寄附金に一般寄附金とふるさと納税分を合わせ454万7,000円を増額補正いたしました。

6ページになります。

19款繰入金は、歳入歳出収支の財源調整で、1目財政調整基金繰入金を3,238万円減額補正し、6目学校建設基金繰入金は、事業費との関連で6,528万3,000円を減額補正いたしました。

下段の21款諸収入、5項雑入は、2目雑入の過年度収入に令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1,230万円を追加計上し、7ページの22款町債は、歳出における各種事業との関連においてそれぞれ所要額を補正計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

歳出につきましては、各款、項にわたり人件費、物件費、補助費、扶助費等、各費目の確定や見込額の精査により、また、燃料費や光熱水費は価格高騰に伴い見込額を精査の上、補正計上しております。人件費につきましては、青森県人事委員会勧告による増額補正であります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明いたします。

まず、1款議会費、1項議会費は、県外視察研修経費や議場放送設備更新工事実施設計業務の減額などにより、項の計で65万2,000円の減額補正となります。

2款総務費、1項総務管理費は、1目一般管理費の次の10ページ、10節需用費の光熱水費を340万5,000円増額補正、5目財産管理費は、基金積立金としてふるさと基金のふるさと納税分を444万5,000円増額補正、7目企画費は、18節負担金、補助及び交付金に十和田三沢線等のバス路線で交通系ICカードを利用できるようにするための十和田観光電鉄交通

バス I C カード導入推進事業補助金146万7,000円を追加計上、9目町民バス運行費は、10節需用費の燃料費を235万円増額補正。

11ページになります。

10目まちづくり推進費は、7節報償費のふるさと納税寄附謝礼を108万3,000円増額補正、18節負担金、補助及び交付金の補助金は、定住対策住宅建設補助事業を申請見込み件数の増加により1,050万円増額補正、12目新型感染症対策事業費は、18節負担金、補助及び交付金の補助金に国の交付金を活用して実施する社会福祉施設等電力・ガス・食料品価格高騰対策支援事業1,060万4,000円と運送事業者に対する燃料費高騰対策運送業等継続支援事業600万円を追加計上し、項の計では1,393万2,000円の増額補正となります。

13ページ下段に飛びます。

3款民生費、1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費の12節委託料を医療費助成システム導入事業ほかで2,873万5,000円を減額補正し、次の14ページ上段の18節負担金、補助及び交付金の高齢者に対する原油価格・物価高騰対策事業補助金は、9月補正予算では1人1万円を計上しておりましたが、1人2万円として給付するため、3,694万円を増額補正、2目老人福祉費は、敬老会の中止に伴い、関連経費270万4,000円を減額補正。

15ページ中ほどになります。

7目生活支援臨時特別事業費は、18節負担金、補助及び交付金の補助金に国の補助金を活用し、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業6,500万円を新たに計上いたしました。

17ページに飛びます。

6款農林水産業費、1項農業費は、3目農業振興費の18節負担金、補助及び交付金の補助金で、事業費の確定により新規就農者経営発展支援事業を450万円増額し、第2期農業用機械等導入支援事業を201万5,000円、スマート農業支援事業を689万円、持続的経営体育成支援事業を1,110万円それぞれ減額補正いたしました。

18ページ中段になります。

7款商工費、1項商工費は、3目観光費、18節負担金、補助及び交付金で、イベントの規模縮小等により観光協会補助金を263万4,000円減額補正いたしました。

8款土木費、1項土木管理費は、1目土木総務費で、次の19ページ、18節負担金、補助及び交付金を老朽危険空き家除却事業等の実績見込額の精査により700万円減額補正、中段の2項道路橋りょう費は、3目道路新設改良費の14節工事請負費を事業費の精査により800

万円増額補正いたしました。

20ページ中段になります。

9款消防費、1項消防費は、3目消防施設費、14節工事請負費に、上吉田地区防火水槽撤去工事ほかで264万円を増額計上、4目災害対策費の10節需用費の修繕料に、防災行政無線修繕のため185万9,000円を増額計上いたしました。

10款教育費は、主に人件費や燃料費等の増額補正となりますが、21ページ中段の2項小学校費、1目学校管理費に、来年度、大曲小学校の特別支援学級が増となる見込みのため、14節工事請負費に視聴覚室改修工事ほかで291万5,000円を増額計上し、17節備品購入費に一般備品233万6,000円を増額計上いたしました。

23ページになります。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費は、1目農地農業用施設災害復旧費の14節工事請負費に、補助対象分の農林災害復旧工事費5,834万9,000円を増額計上、2項公共土木施設災害復旧費は、1目道路橋りょう災害復旧費の14節工事請負費に、単独分の町道復旧工事として土木災害復旧工事費357万7,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第46号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

予算書の23ページ、11款災害復旧費、工事請負の工程について、ちょっとお聞きしたいんですが。

議 長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

まず、23ページの上段が農林水産施設災害復旧費の工事です。これについては、補助の工

事の予算で5,834万9,000円の計上です。11月に国の査定が終わりまして、16件、査定の結果復旧工事が認められまして、今後、補助率を高くする増高申請という申請をいたしまして、その後、災害復旧工事の交付申請、交付決定になります。見込みでは1月以降に交付決定になる見込みですので、1月下旬頃に工事のほう発注になるかと思えます。

土木災害工事、下段のほうですが、こちらのほうも11月に査定を受けまして工事が認められておりますので、こちらのほうも1月以降に交付申請、交付決定となる見込みですので、年度内に、工期が短いものについては年度内の工期で発注し、工期の長くなるものについては、明許繰越等の工事で来年度までの工期で発注になる見込みです。

以上です。

議 長（川村重光君）

よろしいですか。

そのほかございませんか。

苫米地繁雄君。

1 2 番（苫米地繁雄君）

座ったままでいいですね。

議 長（川村重光君）

はい、どうぞ。

1 2 番（苫米地繁雄君）

民生費なんです、3款民生費の1項の1目に、まず高齢者に対する原油価格、高齢者に対する給付金です。それから7目に、15ページ7目なんです、これは、恐らく町長の提案理由を見ると非課税者になっていると思いますが、18節なんです、これも非課税者への給付金です。

それで、お伺いしたいのが、3目の障害者福祉費というのがあるんですけども、この給付金が前にあったように思うんですけども、今回が何の項目も載っていないなと思って、手数料3万円しか載っていないんですが、この理由は何なのか。

障害者を外したのであれば、それなりに理解、なぜ外したのかそれをお伺いしたいんです

が、町長の提案理由のほうにもこのことは全然触れていないんですよ。

議 長（川村重光君）

暫時休憩します。

休憩（午前11時04分）

再開（午前11時06分）

議 長（川村重光君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

どなたが回答しますか。

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

お答えいたします。

今回の支援金の割り振りなんですけど、コロナに関連する交付金を活用しまして、その活用方法については庁舎内の検討会にかけて判断しております。福祉課からは高齢者の世帯ですとか生活困窮世帯、高齢者の世帯とか、いろいろな部分で対象経費の部分をテーブルに上げたというか、協議の場に持っていったんですけど、その検討会の中で、そのコロナの交付金を活用した事業としては、高齢者と生活困窮者に対して今年度は行いましょうという結果になってございます。

以上でございます。

議 長（川村重光君）

12番、苫米地繁雄君。

12番（苫米地繁雄君）

やらないということで外したのであれば、何で障害者が外されるようなあれがあったのか、その理由は何ですか。

議長（川村重光君）

暫時休憩します。

休憩（午前11時08分）

再開（午前11時18分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

どちらが。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

今回の交付金の活用ですけれども、示されている活用事業の中に、これを見ますと生活困窮者とかひとり親家庭とか、あとそういう形になっていきますけれども、実はこの中に障害者に対する事業が実は入っていませんでした。去年は福祉灯油等、去年のメニューの中には障害者に関する項目ありましたけれども、今回なかったので、今回の補正予算の中には障害者に対するものが入っていないという形になっております。

以上です。

議長（川村重光君）

12番、苫米地繁雄君。

12番（苫米地繁雄君）

本当に入っていない、理由。本来であれば障害者をまず助けなきゃならないと私は思うんですよ。その中にも入ってなければ、去年は組んでいるわけだから。だから町単独の予算を使っても障害者を助けるべきじゃないですか。65歳以上の人たちに2万円とかそういう給付しているわけですから、ましてや障害者、生活困窮という、今、言葉使いましたけれども、まさに生活困窮している障害者もいるんじゃないやありませんか、分かりませんが、

あると思うんですよ。そういう人たちを、しかも台に乗せて、乗せて外したという、今、課長の答弁があったんですよ。生活困窮者が対象になっていなければ台に乗せる必要もなかったんじゃないの。今の回答で本当にいいのかい。その辺はどうなの、何で外されたかというの、台に乗せてそれが入っていないから外しますということになったわけだ。そう解釈していいのかわ。

議長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

今回、この高齢者とか生活困窮者という中に障害者も含まれるという解釈で、こちらのほう予算計上している部分もありましたので。

（発言する声あり）

議長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

一緒というか、含まれる部分もあるということです。

（発言する声あり）

議長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

もう一度。今回のメニューの中には、高齢者とか生活困窮者という言葉しか出てこなかったもので、その中には、障害者も含まれる部分あると解釈して予算計上しておりました。障害者という限定された部分はなかったもので、この障害者のところには計上しておりませんでし

た。

議 長（川村重光君）

12番、苫米地繁雄君。

12 番（苫米地繁雄君）

納得できないんだけど、障害者イコール困窮者、困窮者イコール障害者の部分もあるというんだけど、それから外れた障害者というのは全くかわいそうな話じゃないですか。私は、やはりこれはもし予算がそれでもうないというのであれば、町の単独の予算使っても障害者は面倒見るべきだと思うんですが、いかがなものでしょう、町長。

議 長（川村重光君）

町長、回答しますか。

町長。

町 長（吉田 豊君）

実際のコロナの対策事業がメインになっているわけですが、障害者等を分けてということではなくて、全体的な意味合いの中での低所得者であったり、そういう方々を対象にということになっておりますので、課長が答えた、含めたというのは含めているということではなくて、障害者の方も健常者の方も年齢なりこの条件、低所得であったりそういう方々を対象に給付するということになっていまして、障害者だけを取ってやれば、まずやれたら、そちらのほうも対象になっていけば別途の別事業を組めたかもしれませんが、一応、その中に障害者であって低所得だったり、そういう条件、高齢であったりする方がいらっしゃれば、その方々は対象になるということでございまして、障害者を脇へはじいたとか、そういう意味ではございません。

もしやるとすれば、全くご質問、ご意見のとおり障害者で別途に給付するものを設けるならば、当然おっしゃるとおりかなというふうに思っておりますが、今回の事業の趣旨は全体的な意味合いからやっておりますので、障害者だけをどうするとか、こういう方をどうするとかということではないので今のような説明になりましたので。また、福祉事業等を含めて、そういうものが出来れば当然ほかの高齢者、低所得者、対象じゃなくても、障害者の方と

いうことになる事業もまた出てくるやもしれません。

ただ、今の提案しております趣旨においては、全体的な意味からのことをやっておりますので、障害者を別途にまた別事業を組み立てるということであれば、先ほど課長が説明したとおり、その項目の名前が出てきていけば、組み立ててもう一項目の在り方を取れたかもしませんが、あくまで我々はひもつきの流れの中でやっておりますので、その名前が出てきていないものに関しては、私ども勝手にやるわけにもいかないものですから、そうすればこっちは切れて、こっちは、障害者はやるがこっちはやりませんが、それもまた困る話になりますので。全体的な意味から、障害者の方もいらっしゃるし、健常者もいらっしゃるし、いろんな方々いるけれども、この低所得並び高齢、そういう方々全体的に対応ということでこの事業を今やるということでございますので、ご理解いただきたいと。将来余裕ができましたら、障害者の皆さんにも何とか対応するように努力していければいいかなとは考えてはおります。

議 長（川村重光君）

12番、苫米地繁雄君。

1 2 番（苫米地繁雄君）

3目の11節は、1目の18節、こういうのに含まれていると解釈していいわけですね。

議 長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

含む、含まないという意味じゃなくて、低所得であったり、高齢である方々が、たまたま障害者であれば当然のこととして対象になっておりますので、あえてこの方々を含んだ、含まないというような意味合いではないので、この事業の全体的な意味合いをご理解いただければなと思っております。

議 長（川村重光君）

12番、苫米地繁雄君。

12 番（苫米地繁雄君）

理解はした上で聞いているつもりなんですけれども。何かこの予算書見ていくと何か障害者が冷たく扱われているなという、そういう感じに受けるわけですよ。いや、これはこういうところで補っていきますよというものがあれば、またそれなりに私も納得の仕方があるんですけども、これはうたってないから関係ありませんよというような話では、ちょっと納得のいかないような。

議 長（川村重光君）

回答は。

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、障害者に対象にしてという事業ではございません。福祉的な意味合いではございません。これはあくまでも経済対策、いろんな大変であろうという部分で、先ほどから申し上げている全体的な方々に対して、障害者、健常者含め、そういう方々にこれが行われるということでございますので、勘違いするような、省いたとか省かないとかという捉え方ではございません。もし将来、大変で障害者の方がというのであれば、また別途に事業を組むことがあるやもしれません。ただ、当然のこととして役所でございますから、財源ですとかそういうものをしっかりと考えてやるべきであって、思いつきで私どもが勝手にはちょっとできませんので。

その辺が障害者を対象にしたというようなことが、事業を考えればということであれば、今後、みんなで対応するときには含めて、障害者を対象にというような事業を考えていくべきかなとは、ご意見のとおり部分は考えるべきかなとは思っています。

議 長（川村重光君）

12番、よろしいですか。

12 番（苫米地繁雄君）

分かりました。

議 長（川村重光君）

そのほか、ございませんか。

3 番、種市正孝君。

3 番（種市正孝君）

11ページの総務費のところなんですけれども、10目まちづくり推進課ということで、18節の定住対策住宅建設補助事業で1,000万円ぐらい上がっているんですけれども、これは俗に言う新築補助でよろしいかと思うんですけれども、もし分かる範囲でよろしんですけれども、今年度、今までどのくらい件数がされているのかが1つと、もし分かったら、小松ケ丘地区と小松ケ丘地区以外の件数というのをちょっと教えていただければと思うんですけれども。

議 長（川村重光君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（高橋宏典君）

お答えいたします。

定住対策住宅建設事業補助金1,050万円の増額になっておりますが、現在のところ24件の申請が出ております。10月20日現在のデータであります。24件の申請が出ております。税務課の固定資産税の担当と情報共有いたしまして、今後、年度末までに26件の申請は来るであろうと、年度内には全て合わせると50件の新築の住宅が建つであろうということを試算しまして1,050万円の増額を計上しております。

もう一つの、小松ケ丘地区のみの建築の件数というところなのですが、すみません、今、手元の資料がないので、後ほど回答ということでもよろしいでしょうか。

議 長（川村重光君）

よろしいですか。

3 番（種市正孝君）

いいです、はい。

議 長（川村重光君）

そのほかございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 令和4年度六戸町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第47号 令和4年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

議案第47号 令和4年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案書90ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1,212万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,320万1,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の29ページから37ページになります。

まず、歳入についてご説明いたします。

31ページになります。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、財政安定化支援事業繰入金及び人件費等繰入金として、項の計で1,298万円を増額計上し、同じく2項基金繰入金の国民健康保険事業基金繰入金は85万8,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

33ページをご覧ください。

1款総務費、1款総務管理費、1目一般管理費に、青森県人事院勧告による補正及び給与被の精査により、項の計で366万9,000円を増額計上いたしました。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分は財源充当の変更であり、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金については、3目償還金に令和3年度分の実績額確定により普通交付金返還金などを、次のページ、34ページになりますが、項の計で845万3,000円増額計上いたしました。

以上で議案第47号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 令和4年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第48号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第48号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

提出議案92ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,117万6,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,664万7,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

補正予算に関する説明書の41ページをお開き願います。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に維持管理経費の財源として563万6,000円を増額計上し、同じく2項基金繰入金、1目下水道事業整備基金繰入金では、工事経費の財源として2,554万円を増額計上いたしました。

43ページをお開き願います。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費では、マンホールポンプの電気料や管渠工事などの増額により、目の計で3,117万6,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第48号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第49号 令和4年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

議案第49号 令和4年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

提出議案94ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ279万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,413万8,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の49ページをお開き願います。

上段が歳入となります。歳入では、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に維持管理経費の財源として279万3,000円を増額計上いたしました。

下段が歳出となります。歳出では、1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費に、汚水処理場やマンホールポンプの電力料金単価の上昇により279万3,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第49号の説明を終わります。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 令和4年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第50号 令和4年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (吉田英輔君)

議案第50号 令和4年度六戸町介護保険事業特別事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

議案書96ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ273万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億7,151万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

53ページをお開き願います。

9款繰入金、1項一般会計繰入金及び2項基金繰入金は、歳出予算の補正との関連におきまして、それぞれ補正額を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

55ページをお開き願います。

2款保険給付費では、今後の介護給付費の見通しにより、1項介護サービス等諸費に118万円を増額計上、2項介護予防サービス等諸費に97万円を増額計上。

次のページをお開き願います。

3項その他諸費に5万円を増額計上いたしました。

5款地域支援事業費では、2項一般介護予防事業費に、会計年度任用職員の賃金単価の改訂に伴い3,000円を増額計上、3項包括的支援事業・任意事業費に、会計年度任用職員の賃金単価の改定や、年度途中での採用に伴う予算不足見通しにより、項の計で11万1,000円を増額計上いたしました。

次のページをご覧ください。

6款諸支出金では、1項償還金及び還付加算金に、令和3年度の低所得者保険料軽減負担金の返還金として33万8,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第50号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 令和4年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第51号 令和4年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (円子国浩君)

議案第51号 令和4年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

議案書の98ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に12万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,072万円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

65ページをご覧ください。

上段の表、歳入からご説明いたします。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金は、青森県人事委員会勧告による給与費の補正として事務費分12万4,000円を増額計上し、下段の表、歳出については、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に、職員手当及び共済費を項の計で12万4,000円増額計上いたしました。

以上で議案第51号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 令和4年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第52号 令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（辻浦宗典君）

議案第52号 令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案書100ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,468万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,307万9,000円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額については、第1表によるものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

71ページをお開き願います。

1 款診療収入、1 項診療収入、2 目諸検診等収入の1,189万3,000円の増額でございますが、新型コロナワクチン接種の実施医療機関に支払われる接種費用を計上したものでございます。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目補助金の279万4,000円の増額でございますが、ワクチン接種促進のため医療機関に対し交付される新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費補助金を計上したものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

73ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費では、1 目一般管理費の10 節需用費に、原油価格等上昇に伴う燃料単価の高騰を一定程度見込み、燃料費ほかで361万1,000円増額計上、14 節工事請負費に、医師住宅設置の電気温水器の経年劣化による更新費用ほか71万9,000円を増額計上、17 節備品購入費に、第2 外来設置のエアコンの経年劣化による買替え費用ほか13万7,000円

を増額計上、26節公課費に、消費税確定に伴う中間申告納付税額分として107万7,000円を増額計上、項の計で665万5,000円を増額計上いたしました。

2款医業費、1項医業費では、2目医療用消耗機材費に新型コロナとインフルエンザの同時検査キット等購入費用として105万4,000円を増額計上、3目医療衛生材料費に、インフルエンザ等の流行を鑑み、薬品購入費用等の見込額を精査し697万8,000円を増額計上、項の計で803万2,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第52号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号 令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第53号 工事の請負契約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第53号 工事の請負契約の変更についてご説明いたします。

提出議案102ページをお開き願います。

本案は、次のとおり工事の請負契約の一部を変更するものであります。

1、工事の表示。

（1）名称、小松ヶ丘処理区流域下水道接続20工区（処理場撤去）工事。

（2）場所、六戸町小松ヶ丘地内。

2、契約金額。変更前2億5,300万円、変更後2億7,369万1,000円。金額は消費税を含むものでございます。

3、契約の相手方。住所、六戸町大字犬落瀬字千刈田2番地8号、会社名、株式会社佐藤建設工業、代表者名、代表取締役、佐藤陽大。

それでは、工事の変更概要につきまして、補足資料によりご説明いたします。

補足資料の58ページをお開き願います。

1、変更概要ですが、汚水処理を停止した小松ヶ丘汚水処理場の最初沈殿池ほか9基の水槽にある残水及び汚泥処分（159.9トン）が必要となるため、汚泥処理工1式を追加するものであります。

2、変更金額は、2,069万1,000円の追加です。

以上で議案第53号の説明とします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 工事の請負契約の変更については原案のとおり可決いたしました。

ここで、先ほどの3番、種市正孝君の質問に対し、まちづくり推進課長から回答の申出がありましたので、発言を許します。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 (高橋宏典君)

先ほどの種市議員からのご質問にありました、補正予算に関する説明書の11ページの10目まちづくり推進費の中にあります18節負担金、補助及び交付金の中の補助金、定住対策住宅建設補助事業1,050万円の増額分に対する申請件数の、小松ヶ丘部分に対する件数のことでしたが、現在の申請件数24件のうち、小松ヶ丘地区内での申請件数は14件、それ以外は10件でございます。10月20日以降に見込まれている残り26件の部分は、小松ヶ丘地区で15

件、それ以外で11件、年度計に換算しますと小松ヶ丘地区で29件、それ以外では21件の予定でございます。

以上です。

議 長（川村重光君）

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和4年第5回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午前11時57分）